

企業の皆さんへ

# ジョブ・カードが 新しくなりました！

平成27年  
10月1日から



ジョブ・カード君

ジョブ・カードは平成27年10月1日から新しい様式に変わり、作成しやすくなりました。新しい様式は**ジョブ・カード制度総合サイト**からダウンロードできます。

※既に作成したジョブ・カードはこれまでと同様に活用できます。また、旧様式も当面使用することができます。

## 新しいジョブ・カードの特徴

新しいジョブ・カードは「生涯を通じたキャリア・プランニング」や「職業能力証明」に活用できるツールです。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職などを促進するため、労働市場のインフラとして、キャリアコンサルティングなどの個人への相談支援をはじめ、就職活動、職業能力開発などの各場面で活用できます。

## 企業がジョブ・カードを活用するメリット

### ① 求人時の活用1

求人の際に履歴書の追加資料などとして活用することにより、履歴書だけでは分かりにくい応募者の職業能力に関する情報を、決められた様式で得ることができます。

※応募書類として活用されるジョブ・カードの情報は労働者本人の意思により提出されるものです。本人の意思に反して提出を求めるることはできません。

### ② 求人時の活用2

雇用型訓練（企業が訓練生を雇用して行う実践的な職業訓練）の際に活用することにより、訓練成果を業界共通の「ものさし」で評価できます。

また、一定の要件を満たす場合には、国からの助成金を受けられます。

### ③ 在職労働者の職業能力の評価における活用

在職労働者の実務成果、職業能力を評価する際に活用することで、在職労働者のキャリア形成の促進、職業能力の見える化の促進を図ることができます。また、一定の要件を満たす場合には、国からの助成金を受けられます。

### ④ 在職労働者へのキャリアコンサルティングなどの活用

在職労働者の職業能力開発の促進のため、事業主によるキャリアコンサルティングや職業訓練などを行う際に活用することで、訓練の必要性が明確になるなど、これらの取組みが一層効果的なものとなります。また、一定の要件を満たす場合には、国からの助成金を受けられます。

### ⑤ 「求職活動支援書」の作成における活用

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく「求職活動支援書」（任意様式）の作成を行う場合に、ジョブ・カードの情報を活用することができます。

## ジョブ・カードの様式など、詳しくはこちら

ジョブ・カード制度総合サイト <http://jobcard.mhlw.go.jp>

ジョブ・カードセンター、サポートセンターでは雇用型訓練の支援なども行っています。



厚生労働省・都道府県労働局

LL271019能キ01